

PFI事業の約95%に地域企業が参画! ~令和4年度のPFI事業における地域企業の参画状況を とりまとめ~

内閣府がPFI事業^{注1}の受注動向を調査した結果、令和4年度にPFI事業契約が締結されたPFI事業のうち、地域企業^{注2}が参画している事業の割合^{注3}は 95%、さらに地域企業が代表企業として参画している事業の割合は56%でした。

- (注1) PFI事業とは、平成11年に施行した「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」に基づく事業であり、公共性のある事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものである。
- (注2) 地域企業とは、当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業である。
- (注3) 令和4年度にPFI 事業契約が締結されたPFI 事業のうち、以下の事業を除く41事業に占める割合である。
 - ・事業主体が国等
 - コンセッション方式
 - 事業地点が東京23区並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、 大阪府及び兵庫県の政令指定都市

【添付資料】

別添:令和4年度 PFI事業における地域企業の参画状況

【お問合せ】

内閣府 民間資金等活用事業推進室 鈴木、北村、土井

TEL: 03-6257-1655